宮崎市宅地造成及び特定盛土等規制法における指導要綱

令和7年3月

宮崎市

目次

宮崎市宅地造成及び特定盛土等規制法における指導要綱

第1章　総則

第　1条　目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第　2条　用語の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第　3条　適用範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章　許可申請等

第　4条　事前相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第　5条　工事等の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第　6条　届出工事の変更届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第　7条　事前協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第　8条　周辺住民への周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第　9条　許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第10条　許可を受けた工事に関する届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第11条　変更許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第12条　中間検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第13条　定期報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第14条　中止等の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第15条　宅地造成又は特定盛土等についての完了検査・・・・・・・・・・・・・・・5

第16条　土石の堆積についての完了検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第17条　国又は都道府県等との宅地造成等に関する工事についての協議・・・・・・・・5

第18条　国又は都道府県等との宅地造成等に関する工事についての変更協議・・・・・・5

第19条　都市計画法による許可の特例における報告又は申請・・・・・・・・・・・・・5

第20条　法に適合していること等の証明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第21条　電子申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第22条　許可証又は証明書の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3章　違反指導

第23条　現状把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第24条　緊急対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第25条　行政指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第26条　行政処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第27条　改善命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第4章　雑則

　第28条　委任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

様式第　1号　宅地造成等事前相談申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

様式第　2号　宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書・・・・・・・・・・・・・11

様式第　3号　擁壁等に関する工事の届出の変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・12

様式第　4号　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前協議申出書（当初・変更）・・・・13

様式第　5号　土石の堆積に関する工事の事前協議申出書（当初・変更）・・・・・・・・・15

様式第　6号　宅地造成等に関する工事着手届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・17

様式第　7号　宅地造成等に関する工事の中止（再開・廃止）届・・・・・・・・・・・・・18

様式第　8号　宅地造成等に関する工事許可等証明申請書　・・・・・・・・・・・・・・19

様式第　9号　権利者関係一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

様式第10号　宅地造成又は特定盛土等事前協議添付図書チェックシート・・・・・・・・・21

様式第11号　土石の堆積事前協議添付図書チェックシート・・・・・・・・・・・・・・23

様式第12号　許可申請添付図書チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

様式第13号　宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく報告聴取に関する文書・・・・・・・26

様式第14号　宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく助言（指導・勧告）書・・・・・・・27

様式第15号　宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく命令書・・・・・・・・・・・・28

別表1　宅地造成等事前相談申出書に必要な図書・・・・・・・・・・・・・・・・・29

別表2　工事等の届出に必要な図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

別表3　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前協議申出書に必要な図書・・・・・・31

別表4　土石の堆積に関する工事の事前協議申出書に必要な図書 ・・・・・・・・・・・35

別表5　許可申請書に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

宮崎市宅地造成及び特定盛土等規制法における指導要綱

第１章　　総　　則

(目的)

第１条　この要綱は、本市における宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に基づく宅地造成等の指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第２条　この要綱において、法及び政令に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）工事区域とは、宅地造成等に関する工事を行う一団の土地をいう。

（2）規制区域とは、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域又は第26条第1項に定める特定盛土等規制区域をいう。

（3）相談者とは、法第12条第1項若しくは第30条第1項の規定に基づく許可（第15条第1項若しくは第34条第1項の規定に基づく協議を含む。）又は、法第21条第1項、同条第3項、第4項、第27条第1項若しくは第40条第1項、同条第3項、第4項の規定に基づく届出の要否について、あらかじめ市長に事前相談の申出を行う者をいう。

（4）代理人とは、工事主に代わり、法第12条第1項若しくは第30条第1項の規定に基づく許可（第15条第1項若しくは第34条第1項の規定に基づく協議を含む。）申請を行う者をいう。

（5）公共事業とは、国又は都道府県、指定都市若しくは中核市（以下「国又は都道府県等」という。）が規制区域内において行う宅地造成等をいう。

（6）谷埋め盛土とは、谷や沢を埋め立てて行う盛土をいう。

（7）平地盛土とは、勾配が1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいう。

（8）腹付け盛土とは、勾配が1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいう。

（9）完成図書とは、完成図面、工事写真、協議記録、その他市長が必要と認める書類をいう。

（10）行政処分等とは、監督処分、改善命令又は勧告を指す。

（11）原因行為者とは、土地所有者等以外の者で、宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって災害の発生のおそれが生じたことが明らかである行為をした者を指す。

（12）電子申請とは、Eメール又は宮崎市スマート申請システムにおいて、各申請を行うことをいう。

(適用範囲)

第３条　この要綱は、法第12条第1項若しくは第30条第1項の規定に基づく許可（第15条第1項若しくは第34条第1項の規定に基づく協議を含む。）又は、法第21条第1項、同条第3項、第4項、第27条第1項若しくは第40条第1項、同条第3項、第4項の規定に基づく届出を要する宅地造成等について適用する。

2　森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定による地域森林計画の対象とする森林の区域及び同法第7条の2第1項の規定による森林計画の対象とする森林の区域での宅地造成等に係る手続は、農政部森林水産課にて、それ以外の区域での宅地造成等に係る手続は、都市整備部開発審査課にて所管する。

第２章　　許可申請等

(事前相談)

第４条　相談者は、あらかじめ宅地造成等に係る許可申請又は届出の要否について、市長に事前相談の申出を行うものとする。

２　前項の申出書は、様式第1号によるものとし、別表1に定める図書を添付するものとする。

（工事等の届出）

第５条　法第21条第1項、第3項、第4項、若しくは法第40条第1項、第3項、第4項の規定に基づく届け出をする者は、各省令に定める様式（省令様式第十五、十六、十七、十八）に別表2に定める図書を添付し、提出するものとする。

2　法第27条第1項の規定に基づく届け出をする者は、省令に定める様式（省令様式第十九）に省令第58条第1項、第2項及び宮崎市宅地造成及び特定盛土等規制法細則（以下「細則」という。）で定める図書を添付し、提出するものとする。

（届出工事の変更届出）

第６条　法第21条第1項、第3項、若しくは法第40条第1項、第3項の規定に基づく届け出をした者において、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、以下の各号に定める様式に別表2に定める変更点を明示した図書を添付し、提出すること。

（1）　法第21条第1項若しくは法第40条第1項に係る宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書（様式第2号）

（2）　法第21条第3項若しくは法第40条第3項に係る擁壁等に関する工事の届出の変更届出書（様式第3号）

（事前協議）

第７条　事前相談において、許可を要すると判断を受けた工事主は、宅地造成等に関する技術基準に適合する計画であるか判断するため、市長に事前協議の申出を行うものとする。

２　宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る事前協議申出書は、様式第4号によるものとし、別表3に定める図書を添付するものとする。

３　土石の堆積に関する工事に係る事前協議申出書は、様式第5号によるものとし、別表4に定める図書を添付するものとする。

（周辺住民への周知）

第８条　事前協議において、宅地造成等に関する技術基準に適合する設計であることを認められた工事主は、許可申請の前に、法第11条第1項の規定に基づく周辺住民への周知を実施するものとする。

（許可申請）

第９条　法第12条第1項若しくは法第30条第1項の規定による許可を申請しようとする工事主は、各省令に定める許可申請書（省令様式第二、四）及び別表5に定める書類を添付し提出すること。

（許可を受けた工事に関する届出）

第10条　法第12条第1項若しくは法第30条第1項の規定による許可を受けた工事主は、以下の各号で定める期間内に各届出書を提出しなければならない。

（1）　宅地造成等の工事に着手した日から4日以内に、宅地造成等に関する工事着手届出書（様式第6号）を提出すること。

（2）　法第16条第2項若しくは第35条第2項の規定による軽微な変更を行う前に、宅地造成等に関する工事の変更届出書（細則に定める様式）を提出すること。

（変更許可申請）

第11条　法第16条第1項若しくは第35条第1項に規定に基づく変更の許可等を申請する者は、改めて第7条第2項若しくは第3号における協議を行うものとする。

２　前項の申出書は、様式第4号若しくは第5号に、別表3若しくは別表4に定める変更点を明示した図書を添付し、提出すること。

３　第1項の協議を行った者は、各省令に定める変更許可申請書（省令様式第七、八）を提出すること。

（中間検査）

第12条　法第18条第1項若しくは第37条第1項の規定により、中間検査を申請する者は、省令に定める中間検査申請書（省令様式第十三）を提出しなければならない。

２　前項の申請書は、当該特定工程に係る工事が完了した日から4日以内に提出しなければならない。

３　特定工程に係る排水施設の周囲を採石その他の資材で埋める工事の工程は、法第18条第2項若しくは第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、着手できない。

（定期報告）

第13条　法第12条第1項若しくは法第30条第1項の許可を受けた工事主は、法第19条第1項若しくは第38条第1項の規定に基づき、各細則に定める工事の定期報告書を提出しなければならない。

（中止等の届出）

第14条　法第12条第1項若しくは法第30条第1項の規定による許可を受けた工事を、中止（廃止・再開）する場合は、様式第7号に定める届出書を提出しなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等についての完了検査）

第15条　法第17条第1項若しくは第36条第1項の規定により完了検査を申請するものは、省令　　　　　　に定める完了検査申請書（省令様式第九）を提出しなければならない。

２　前項の申請書は、工事が完了した日から4日以内に提出しなければならない。

３　第1項における完了検査は、法第13条第1項若しくは第31条第1項の規定に適合しているかについて現地検査及び完成図書の検査を行う。

（土石の堆積についての完了検査）

第16条　法第17条第4項若しくは第36条第4項の規定により完了検査を申請するものは、省令に定める確認申請書（省令様式第十一）を提出しなければならない。

２　前項の申請書は、工事が完了した日から4日以内に提出しなければならない。

３　第1項の申請は、第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けたもののうち、堆積した全ての土石を除去するものに限る。

（国又は都道府県等との宅地造成等に関する工事についての協議）

第17条　国又は都道府県等が行う宅地造成等に関する工事について、法第15条第1項又は法第34条第1項の規定による協議をしようとする者は、各細則に定める協議書に細則で定める図書を添付し提出するものとする。

（国又は都道府県等との宅地造成等に関する工事についての変更協議）

第18条　　国又は都道府県等は、宅地造成等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第１項の変更協議をしようとする者は、各細則に定める協議書に細則で定める図書を添付し提出するものとする。

（都市計画法による許可の特例における報告又は申請）

第19条　法第15条第2項又は法第34条第2項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号。）第29条第1項又は第2項の許可を受けた者は、法第49条に定める標識の掲示、法第19条第1項若しくは第38条第1項に定める定期報告又は必要に応じて法第18条第1項若しくは第37条第1項に定める中間検査を行わなければならない。

（法に適合していること等の証明）

第20条　以下の各号に定める規定に適合することを証する書面の交付を申し出る者は、様式第8号に定める申請書に必要事項を記載し、提出すること。なお、第2号から第4号に規定する事項は、事前相談において判断を行ったものについて証明を行うものとする。

（1）法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項に規定する許可若しくは変更許可を受けていること。

（2）政令第5条各号又は省令第8条各号に規定する宅地造成等に伴う災害発生のおそれがないと認められる工事等に該当し、法第12条第1項又は法第30条第1項に規定する許可を要しないこと。

（3）法第27条第1項に規定する届出を行ったこと。

（4）法第2条第2号に規定する宅地造成及び法第2条第3号に規定する特定盛土等に関する工事に該当しないこと。

（電子申請）

第21条　許可申請、変更許可申請を除く各申出、届出、申請については、電子申請での提出を受け付ける。

2　宮崎市長は、相談者又は申請者に対して、必要に応じて対面での資料提出及び資料の説明を求めることができる。

（許可証又は証明書の交付）

第22条　許可証及び証明書の交付は、申請を行った所管課にて直接行う。

第３章　　違反指導

（現状把握）

第23条　市長は、パトロールや通報等によって発見された違法性又は災害発生の危険性を有する宅地造成等について、緊急対応の必要性、行政処分等の必要性の要否の判断のため、現状把握の調査を行うことができる。

２　前項の規定に基づく調査を行う者は、細則に定める身分証明証を携帯の上、調査を行うこと。

３　市長は、土地所有者等に対し、法第25条第1項若しくは第44条第1項の規定に基づき、様式第13号による宅地造成及び特定盛土規制法に基づく報告聴取に関する文書を送付することができる。

４　土地所有者等は、前項の様式内に記載のある報告期限までに、必要図書を市長に提出しなければならない。

（緊急対応）

第24条　市長は、前条の規定に基づく調査の結果、緊急対応を要すると判断した宅地造成等については、法第20 条第5 項若しくは第39 条第5 項に基づく対応を行う。

（行政指導）

第25条　市長は、第23条第1項の規定に基づく調査の結果、緊急対応の必要がないものの違法又は災害発生の危険性を有する宅地造成等について、土地所有者等又は原因行為者に対し、書面による助言、指導又は勧告を行うことができる。

２　前項の書式は、様式第14号によるものとする。

３　土地所有者等は、前項の様式内に記載のある工事計画書の期限までに、任意の様式による工事計画書を提出すること。

４　土地所有者等が、前項に定める期限までに工事計画書の提出を行わない場合は、行政処分若しくは改善命令を行うこと。

（行政処分）

第26条　市長は、偽りその他不正な手段により法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、法20条第1項若しくは第39条第1項に基づき、その許可を取り消すことができる。

（改善命令）

第27条　市長は、第25条に規定する行政指導に従わない土地所有者等又は原因行為者に対して、法第23条第1項、第2項若しくは第41条第1項、第2項に基づき改善命令を行うことができる。

2　前項の書式は、様式第15号によるものとし、命令書に記載のある措置を行わないものに対して、警察への告発を行うこと。

3　改善命令を行う際は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に基づき、弁明の機会の付与を行うこと。ただし、公益上、緊急を要する場合には、弁明の機会の付与を省略することが可能である。

第4章　　雑則

（委任）

第28条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付　則

この要綱は令和6年7月17日から施行する。

付　則

この要綱は令和7年3月27日から施行する。

様式第1号（第4条関連）

年　　月　　日

宅地造成等事前相談申出書

宮崎市長　殿

                           相談者　氏名

電話

宮崎市宅地造成及び特定盛土等規制法における指導要綱第４条第１項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事区域の所在及び地番 |  　宮崎市 |
| 公共事業 | □非該当　□該当（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 公共施設用地 | □非該当　□該当（施設種別：　　　　　　　　　　　　　　　　　 　） |
| 宅地造成等に伴う災害発生の恐れがないと認められる工事 | □非該当□該当（□政令第5条第　　項　□省令第8条第　項） |
| 規制区域種別 | □宅地造成等工事規制区域　□特定盛土等規制区域 |
| 計画の概要 | 形質の変更 | 盛土で生じる崖※の高さ | ｍ |
| 切土で生じる崖※の高さ | ｍ |
| 盛土と切土を同時に行い、生じる崖※の高さ | ｍ |
| 盛土の高さ（崖※を生じないもの） | ｍ |
| 厚さ30cmを超える盛土又は切土を行う面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 土石の堆積 | 面積：　　　　　㎡、最大高さ：　　　ｍ |
| 工期 | 年　月　日　～　　　年　月　日 |

※崖とは、地表面が水平面に対し、30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化が著しいものを除く）以外のものを指す。

【備考】本申出書には、別表1にある図書を添付すること。

|  |
| --- |
| ※以下開発審査課/森林水産課記入欄 |
| 上記の相談について、以下の通り回答してよろしいか。【□公共事業　□公共施設用地　□形質の変更　□土石の堆積】であるため□許可申請を要する。□届出を要する。□手続きは不要である。□協議を要する。（備考：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係員 | 担当者 |
|  |  |  |  |  |
| 起案日：　　　年　　　月　　　日 | 決裁日：　　　年　　　月　　　日 |

様式第2号（第6条関連）

宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書

年　　月　　日

宮崎市長　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　 届出者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第１項第40条第１項の規定により届け出た下記の工事について、次のとおり変更したいので届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 最初に届け出た年月日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 工事をしている土地の所在地及び地番 |  |
| 工事をしている土地の面積 | ㎡ |
| 変更事項 |  |
| 変更理由 |  |

様式第3号（第6条関連）

擁壁等に関する工事の届出の変更届出書

年　　月　　日

宮崎市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　 届出者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第３項第40条第３項の規定により届け出た届け出た下記の工事について、次のとおり変更したいので届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 最初に届け出た年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 工事が行われる土地の所在地及び地番 |  |
| 行おうとする工事の種類及び内容 |  |
| 変更事項 |  |
| 変更理由 |  |

様式第4号（第7条、第11条関連）

年　　月　　日

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前協議申出書（当初・変更）

宮崎市長　殿

協議者　氏名

電話

宮崎市宅地造成及び特定盛土等規制法における指導要綱第7条第1項第11条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1.工事主住所氏名 |  |
| 2.設計者住所氏名 |  |
| 3.工事施行者住所氏名 |  |
| 4.工事の施行される土地の所在地及び地番 | 宮崎市 |
| 5.土地の面積 | 　　　　　㎡　　　　　 |
| 6.工事着手前の土地利用状況 |  |
| 7.工事完了後の土地利用 |  |
| 8.盛土のタイプ | 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土 |
| 9.土地の地形 | 渓流等への該当　有・無 |
| 10.工事の概要 | (1)盛土又は切土の高さ | ｍ　　　　　 |
| (2)盛土又は切土をする土地の面積 | ㎡　　　　　 |
| (3)盛土又は切土の土量 | 盛土　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎥　　　　　 |
| 切土　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎥　　　　　 |
| (4)擁壁 | 番号 | 構造 | 高さ | 延長 |
|  |  | ｍ | ｍ |
|  |  | ｍ | ｍ |
|  |  | ｍ | ｍ |
| 10.工事の概要 | (5)崖面崩壊防止施設 | 番号 | 構造 | 高さ | 延長 |
|  |  | ｍ | ｍ |
|  |  | ｍ | ｍ |
|  |  | ｍ | ｍ |
| (6)排水施設 | 番号 | 構造 | 高さ | 延長 |
|  |  | ｍ | ｍ |
|  |  | ｍ | ｍ |
|  |  | ｍ | ｍ |
| (7)崖面の保護の方法 |  |
| (8)崖面以外の地表面の保護方法 |  |
| (9)工事中の危害防止のための措置 |  |
| (10)その他の措置 |  |
| (11)工事着手予定年月日 | 　　　年　　月　　日　 |
| (12)工事完了予定年月日 | 　　　年　　月　　日　 |
| (13)工程の概要 |  |
| 11.その他必要な事項 |  |
| ※受付欄 | ※決裁欄 | ※協議成立番号欄 |
| 　年　　月　　日 |  | 年　　月　　日 |
| 第　　　　　号 | 第　　　　　号 |
| 　係員氏名： | 係員氏名： |
| 備考１　当初、変更の種別及び該当する指導要綱の条文番号に○印を付すこと。２ ※印のある欄は記入しないこと。３　2欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるとき、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。４　2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。５　3欄は、未定のときは、確定後、工事着手前に届け出ること。６　5欄は、小数点以下第一位まで記入すること。７　8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）８　9欄は、渓流等（政令第７条第２項第２号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。９　11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入すること。10 本申出書には別表3にある図書を添付すること。11 変更協議の場合は、変更箇所を朱書きにて記載すること。 |

様式第5号（第7条、第11条関連）

年　　月　　日

土石の堆積に関する工事の事前協議申出書（当初・変更）

宮崎市長　殿

協議者　氏名

電話

　宮崎市宅地造成及び特定盛土等規制法における指導要綱第7条第1項第11条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1.工事主住所氏名 |  |
| 2.設計者住所氏名 |  |
| 3.工事施行者住所氏名 |  |
| 4.工事の施行される土地の所在地及び地番 | 宮崎市 |
| 5.土地の面積 | 　　　　　㎡　　　　　 |
| 6.工事の目的 |  |
| 7.工事の概要 | (1)土石の堆積の最大高さ | ｍ　　　　　 |
| (2)土石の堆積を行う土地の面積 | ㎡　　　　　 |
| (3)土石の堆積の最大堆積量 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎥　　　　　 |
| (4)土石の堆積を行う土地の最大勾配 |  |
| (5)勾配が10分の1を超える土地における堆積をした土石の崩壊を防止するための措置 |  |
| (6)土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他必要な措置 |  |
| 7.工事の概要 | (7)空地の設置 | 番号 | 空地の幅 |
|  | ｍ　　　　　 |
|  | ｍ　　　　　 |
|  | ｍ　　　　　 |
| (8)雨水その他の地表水を有効に排除する措置 |  |
| (9)堆積した土石の崩壊に伴う土石の流出を防止する措置 |  |
| (10)工事中の危害防止のための措置 |  |
| (11)その他の措置 |  |
| (12)工事着手予定年月日 | 　　　年　　月　　日　 |
| (13)工事完了予定年月日 | 　　　年　　月　　日　 |
| (14)工程の概要 |  |
| 8.その他必要な事項 |  |
| ※受付欄 | ※決裁欄 | ※協議成立番号欄 |
| 　年　　月　　日 |  | 年　　月　　日 |
| 第　　　　　号 | 第　　　　　号 |
| 　係員氏名： | 係員氏名： |
| 備考１　当初、変更の種別及び該当する指導要綱の条文番号に○印を付すこと。２　※印のある欄は記入しないこと。３　2欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるとき、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。４　2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。５　3欄は、未定のときは、確定後、工事着手前に届け出ること。６　5欄は、小数点以下第一位まで記入すること。７　7欄(9)は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講じるときは、措置の内容を記入すること。８　8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入すること。９ 本申出書には別表4にある図書を添付すること。10変更協議の場合は、変更箇所を朱書きにて記載すること。 |

様式第6号（第10条関連）

宅地造成等に関する工事着手届出書

年　　月　　日

宮崎市長　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 届出者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

宮崎市宅地造成及び特定盛土等規制法における指導要綱第10条第1号の規定により、宅地造成等に関する工事に次のとおり着手したので、届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の年月日及び番号 | 　　　年　　月　　日　　　　第　　　号 |
| 工事の施行される土地の所在 |  |
| 着手年月日 | 年　　月　　日　 |
| 備考１　法第49条に定める標識の掲示が確認できる写真を添付の上、提出すること。 |

様式第7号（第14条関連）

宅地造成等に関する工事の中止（再開・廃止）届

年　　月　　日

宮崎市長　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 届出者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

宮崎市宅地造成及び特定盛土等規制法における指導要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び番号 | 年　　　　月　　　　日　第　　　　　　　号 |
| 許可の内容 |  |
| 理由 |  |
| 土地の所在地及び地番 |  |
| 工事進捗状況及び防災措置 |  |

様式第８号（第20条関係）

宅地造成等に関する工事許可等証明申請書

年　　月　　日

宮崎市長　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

宮崎市宅地造成及び特定盛土等規制法における指導要綱第20条第1項により、以下の内容について証明願います。

□宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項・第16条第1項・第30条第1項・第35条第1項に規定する許可を受けていること。

□宅地造成及び特定盛土規制法施行令第5条第　号宅地造成及び特定盛土規制法施行規則第8条　号に該当し、宅地造成及び特定盛土等規制法

第12条第1項第30条第1項に規定する許可を要しないこと。

□宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定による届出を行ったこと。

□宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号に規定する宅地造成及び法第2条第3号に規定する特定盛土等に関する工事に該当しないこと。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事主の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） |  |
| 土地の所在地及び地番 |  |
| 土地の面積 | ㎡　　　　 |
| 許可申請時における工事完了後の土地利用 |  |
| 許可年月日及び番号 | 　　　年　　月　　日　　　　第　　　号 |

　備考

１　証明を願い出る内容について☑を記し、該当する条文を〇印で囲み、該当号を記載すること。

２　位置図、土地の平面図及び土地の断面図、その他市長が必要と認める図書を添付すること。

上記申請のとおり、相違ないことを証明します。

　　　　年　　月　　日

宮崎市長　　　　　　　　印

個人情報開示請求書

様式第9号（第7条、第11条関連）

年　　月　　日

権利者関係一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件の種類※1 | 所在・地番 | 面積(㎡) | 権利の種別※2 | 権利者の氏名※3 | 同意の有無 | 摘要 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 | 関係権利者の総数 |  | 関係権利者の同意数 |  |

※1　物件の種類欄は、地目、建物、工作物等の種別を記入すること。

※2　権利の種別欄は、所有権等登記事項証明書に記載された権利の別を記入すること。

※3　同一物件に権利者が二人以上いる場合は摘要欄にその旨を記入すること。

様式第10号（第7条、第11条関連）

年　　月　　日

宅地造成又は特定盛土等事前協議添付図書チェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| 工事主住所氏名 |  |
| 工事の施行される土地の所在地及び地番 | 宮崎市 |
| 番号 | 図書の名称 | 内容 | チェック |
| 1 | 土地の登記事項証明書 | 工事区域に係るもの |  |
| 2 | 公図 | 工事区域に係るもの |  |
| 3 | 現況写真 | 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにするもの |  |
| 4 | 工事主の情報を証する書類 | 【工事主が個人の場合】住民票若しくは個人番号カードの写し等 |  |
| 【工事主が法人の場合】法人登記事項証明書 |  |
| 5 | 工事施行者の情報を証する書類 | 【工事施行者が個人の場合】住民票若しくは個人番号カードの写し等 |  |
| 【工事施行者が法人の場合】法人登記事項証明書 |  |
| 6 | 位置図 | 縮尺1/10,000以上縮尺・方位・道路及び目標となる地物 |  |
| 7 | 地形図 | 縮尺1/2,500以上縮尺・方位・土地の境界線 |  |
| 8 | 土地利用計画図 | 縮尺1/2,500以上縮尺・方位・各種境界線名称・造成後の地盤高さ |  |
| 9 | 土地の平面図 | 縮尺1/2,500以上縮尺・方位・各種境界線名称・宅地造成等を行う土地の部分・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地すべり抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他土留めの位置、土地の勾配 |  |
| 10 | 土地の断面図 | 縮尺1/2,500以上縮尺・各種境界線名称・宅地造成等を行う前後の地盤面高さ・周辺地盤面との高低差・法面勾配 |  |
| 11 | 排水施設の平面図 | 縮尺1/500縮尺・方位・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの法項並びに吐口の位置及び放流先の名称 |  |
| 12 | 排水施設の構造図 | 縮尺1/50縮尺・開渠、暗渠、床止工、護岸工、人孔工、桝工、吐口等の構造断面・材料及び品質・形状及び寸法 |  |
| 13 | 崖の断面図 | 縮尺1/50縮尺・崖の現況地盤高及び計画地盤高・切土、盛土の色分け及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）・崖の高さ及び勾配・崖面の保護の方法（構造物の位置、形状及び名称） |  |
| 14 | 擁壁の断面図（構造図） | 縮尺1/50縮尺・擁壁の種類及び名称・擁壁の寸法及び勾配・擁壁の材料の種類及び寸法・裏込めコンクリートの品質及び寸法・透水層の位置、材料及び寸法・止水コンクリートの品質及び寸法・水抜き穴の位置、材料及び内径寸法・基礎地盤の土質・基礎構造の種類及び寸法・基礎杭の位置、材料及び寸法・擁壁を設置する前後の地盤高・擁壁の高さ及び根入寸法・目地の位置、材料及び寸法 |  |
| 15 | 擁壁の背面図 | 縮尺1/50以上縮尺・擁壁の高さ及び延長・透水層、止水コンクリート及び水抜き穴の材料および位置 |  |
| 16 | 崖面崩壊防止施設の断面図 | 縮尺1/50以上縮尺・崖面崩落防止施設の種類名称、寸法及び勾配・崖面崩落防止施設を構成する主材料の種別（品質、形状及び寸法）・基礎地盤の土質・崖面崩落防止施設を設置する前後の地盤高・崖面崩落防止施設の高さ及び根入寸法 |  |
| 17 | 崖面崩壊防止施設の背面図 | 縮尺1/50以上縮尺・擁壁の高さ及び延長・透水層、止水コンクリート及び水抜き穴の材料及び位置 |  |
| 18 | 防災計画図 | 縮尺1/500以上縮尺・方位・各種境界線名称・地表水及び排水の流れの方向・堰堤、遊水池、沈砂池、床固工、板柵工、のり面保護工、ふとんかご工、透水排水溝工等の防災施設の位置、種類、形状及び規模・防災施設の施行に必要な準備施設計画・工事中の雨水排水系路、同施設及び土工移動計画と運土計画 |  |
| 19 | 排水流域図 | 縮尺1/2,500以上縮尺・方位・工事区域の境界及び施行区域の境界・流域界、集水区域回及び集水系統・集水系統別、流出係数別の面積及び流出係数・流量計算との照合符号・地表水及び排水の流れの方向 |  |
| 20 | 構造計算書 | コンクリート造擁壁を設置する場合に限る。 |  |
| 安定計算書 | 山間部にける高さ15ｍを超える盛土を設ける場合又は擁壁で覆わない場合に限る。 |  |
| 21 | 委任状 | 任意の様式による。 |  |
| 22 | 権利者関係一覧表 | 様式第9号 |  |
| 23 | その他市長が必要と認める書類 | ― |  |
| 備考1.チェック欄は、該当する項目にマークを入れ、非該当の項目は斜線を引き、空欄としないこと。 |

様式第11号（第7条、第11条関連）

年　　月　　日

土石の堆積事前協議添付図書チェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| 工事主住所氏名 |  |
| 工事の施行される土地の所在地及び地番 | 宮崎市 |
| 番号 | 図書の名称 | 内容 | チェック |
| 1 | 土地の登記事項証明書 | 工事区域に係るもの |  |
| 2 | 公図 | 工事区域に係るもの |  |
| 3 | 現況写真 | 土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにするもの |  |
| 4 | 工事主の情報を証する書類 | 【工事主が個人の場合】住民票若しくは個人番号カードの写し等 |  |
| 【工事主が法人の場合】法人登記事項証明書役員の住民票若しくは個人番号カードの写し等 |  |
| 5 | 工事施行者の情報を証する書類 | 【工事施行者が個人の場合】住民票若しくは個人番号カードの写し等 |  |
| 【工事施行者が法人の場合】法人登記事項証明書 |  |
| 6 | 位置図 | 縮尺1/10,000以上縮尺・方位・道路及び目標となる地物 |  |
| 7 | 地形図 | 縮尺1/2,500以上縮尺・方位・土地の境界線 |  |
| 8 | 土地利用計画図 | 縮尺1/2,500以上縮尺・方位・各種境界線名称・土石の堆積を行う最高高さ |  |
| 9 | 土地の平面図 | 縮尺1/2,500以上縮尺・方位・各種境界線名称・土石の堆積を行う土地の部分・勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容・空地の位置・柵その他これに類するものを設置する位置及び当該措置の内容・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容・堆積した土石の崩落に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容・土地の勾配 |  |
| 10 | 土地の断面図 | 縮尺1/2,500以上縮尺・各種境界線名称・土石の堆積を行う最高高さ・周辺地盤面との高低差・法面勾配 |  |
| 11 | 権利者関係一覧表 | 様式第9号。 |  |
| 12 | 委任状 | 任意の様式による。 |  |
| 13 | 堆積した土石の崩壊を防止する措置の内容が適切であることを証する書類 | 任意の様式による。 |  |
| 14 | 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の内容が適切であることを証する書類 | 任意の様式による。 |  |
| 15 | その他市長が必要と認める書類 | ― |  |
| 備考1.チェック欄は、該当する項目にマークを入れ、非該当の項目は斜線を引き、空欄としないこと。 |

様式第12号（第9条関連）

年　　月　　日

許可申請添付図書チェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| 工事主住所氏名 |  |
| 工事の施行される土地の所在地及び地番 | 宮崎市 |
| 番号 | 図書の名称 | 内容 | チェック |
| 1 | 土地の登記事項証明書 | 工事区域に係るもの |  |
| 2 | 公図 | 工事区域に係るもの |  |
| 3 | 工事主の情報を証する書類 | 【工事主が個人の場合】住民票若しくは個人番号カードの写し等 |  |
| 【工事主が法人の場合】法人登記事項証明書役員の住民票若しくは個人番号カードの写し等 |  |
| 4 | 工事施行者の情報を証する書類 | 【工事施行者が個人の場合】住民票若しくは個人番号カードの写し等 |  |
| 【工事施行者が法人の場合】法人登記事項証明書 |  |
| 5 | 工事主の資力及び信用を確かめる書類 | 【工事主が個人の場合】・納税証明書・残高証明書又は融資証明書 |  |
| 【工事主が法人の場合】・工事主の資力及び信用に関する申告書（細則様式）・納税証明書・残高証明書又は融資証明書 |  |
| 6 | 工事施行者の能力を証する書類 | ・建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書・工事施行者の能力に関する申告書（細則様式） |  |
| 7 | 設計者の資格を証する書類 | 【政令21条各号に掲げる措置を行う場合に限る】・設計者の資格に関する申告書（細則様式） |  |
| 8 | 資金計画書 | ・資金計画書（省令様式第3） |  |
| 9 | 土地に権利を有する者の同意書 | ・権利者の同意書（細則様式） |  |
| 10 | 住民周知を証する書類 | ・周知実施証明書（細則様式） |  |
| 11 | その他市長が必要と認める書類 | ― |  |
| 備考1.チェック欄は、該当する項目にマークを入れ、非該当の項目は斜線を引き、空欄としないこと。2.各種登記事項証明書、公図、住民票については、発行3か月以内の原本の提出を要す。 |

様式第13号（第23条関連）

第　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

宮崎市長

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく報告徴取について

宮崎市　　　　　　　　　　　　　　　　の土地において行っている宅地造成等に関して、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき調査中のため、同法第 条第　項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

　なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合には、同法第58条第5項に規定する罰則が適用されることがあります。

1.報告を求める内容

　（1）当該土地における土地所有者の確認について

　　ア　土地所有者の住所、氏名及び連絡先

　　イ　同意書写し（土地所有者の同意を得ていることを証する書面）

（2）当該行為の関係者の確認について（法人の場合は、名称、所在地、連絡先、代表者名、代表者連絡先を記載）

　　ア　工事主の住所、氏名、電話番号

　　イ　工事請負人の住所、氏名、電話番号

　　ウ　工事の請負関係に関する書類（工事請負契約書類等）

　（3）当該行為について

　　ア　当該行為の目的

イ　土地の面積、崖の高さ、勾配その他の現況、規模その他現況（配置図、計画及び現況平面図、断面図、土地の原地盤面の高さを示す図面、その他図面、現況写真等）

　　ウ　他法令における許可申請の状況

2.報告期限

　　　　年　　月　　日

3.報告の方法

　任意の書面により、下記問い合わせ先まで持参すること。

|  |
| --- |
| 問い合わせ先宮崎市　　　　　部　　　　　課電話：0985-　　-　　　　 |

様式第14号（第25条関連）

第　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

宮崎市長

助言（指導・勧告）書

　下記の土地において行っている行為は、宅地造成及び特定盛土等規制法第　　条第　　項に規定される宅地造成等に伴う災害の防止のために下記の措置が必要であると認められたため、同条同行により、災害防止のために必要な措置をとることを（助言・指導・勧告）します。

1.場所

　宮崎市

2.（助言・指導・勧告）の理由

（1）根拠法令等

　　宅地造成及び特定盛土等規制法　第　　条第　項

（2）原因となる事実関係

３.（助言・指導・勧告）の内容

４.工事計画書の提出期限

　　　　年　　月　　日

５.備考

　今後、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められた場合は、同法第　条第　項の規定に基づく改善命令を行います。

|  |
| --- |
| 問い合わせ先宮崎市　　　　　部　　　　　課電話：0985-　　-　　　　 |

様式第15号（第27条関連）

第　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

宮崎市長

命令書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第　　条第　 項に規定する宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められたため、同条同項に基づき災害防止のために必要な措置をとることを命じる。

1.場所

　宮崎市

2.命令理由

（1）根拠法令等

　　宅地造成及び特定盛土等規制法　第　　条第　項

（2）原因となる事実関係

３.命令内容

４.履行期限

　　　　年　　月　　日

5.履行条件

（1）着手期限（　　　年　　月　　日）までに、任意の書式による工事計画書を本市に提出するとともに、着手の確認ができる資料を併せて提出すること。

（2）災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること。

6.措置を履行しない場合

上記履行期限までに、「3.命令内容」記載の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、講ずる見込みがないときは、法第　 条第　 項が準用する法第　 条第　 項の規定により、都道府県知事自ら措置を講じ、その措置に要した費用の徴収をすることがあることを留意されたい。

7.備考

　本命令に違反した（「5．履行条件」に違反した場合を含む）者は、法第56 条第3 号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23 年法律第131 号）第239 条第2 項に基づき告発され、罰せられることがある。

|  |
| --- |
| 問い合わせ先宮崎市　　　　　部　　　　　課電話：0985-　　-　　　　 |

別表1（第4条関連）

宅地造成等事前相談申出書に必要な図書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 図書の名称 | 明示すべき事項 | 備考 |
| 内容 | 縮尺 |
| 1 | 位置図 | ・縮尺・方位・道路及び目標となる地物 | 1/10,000以上 | 相談地を着色し明示すること。 |
| 2 | 造成計画平面図 | ・縮尺・方位・各種境界線名称・宅地造成等を行う面積・宅地造成等を行う前後の地盤面高さ・周辺地盤面との高低差 | 1/2,500以上 | 断面図と照合できるように記号を付すること。 |
| 3 | 造成計画縦横断面図 | ・縮尺・各種境界線名称・宅地造成等を行う前後の地盤面高さ・周辺地盤面との高低差・法面勾配 | 1/2,500以上 | ― |
| 4 | 現況写真 | ― | ― | 宅地造成等を行う範囲及び周辺の状況が判別できるもの。 |
| 5 | 他法令に基づく届出、認可、許可を受けたこと又は他法令に規定する事業である旨を証する書類 | ・許可証等 | ― | 他法令に基づく届出、認可、許可を受けている場合に限る。 |
| 6 | 土地の登記事項証明書 | ― | ― | 公共施設用地において宅地造成等を行う場合に限る。 |
| 7 | その他市長が必要と認める書類 | ― | ― | ― |

別表2（第5条、第6条関連）

工事等の届出に必要な図書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 図書の名称 | 明示すべき事項 | 備考 |
| 内容 | 縮尺 |
| 1 | 位置図 | ・縮尺・方位・道路及び目標となる地物 | 1/10,000以上 | 相談地を着色し明示すること。 |
| 2 | 造成計画平面図 | ・縮尺・方位・各種境界線名称・宅地造成等を行う面積・工事を行う前後の地盤面高さ・周辺地盤面との高低差 | 1/2,500以上 | 断面図と照合できるように記号を付すること。 |
| 3 | 造成計画断面図 | ・縮尺・各種境界線名称・宅地造成等を行う前後の地盤面高さ・周辺地盤面との高低差・法面勾配 | 1/2,500以上 | ― |
| 4 | 土地の登記事項証明書 | ― | ― | 公共施設用地において宅地造成等を行う場合に限る。 |
| 5 | その他市長が必要と認める書類 | ― | ― | ― |

別表3（第7条、第11条関連）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前協議申出書に必要な図書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 図書の名称 | 明示すべき事項 | 備考 |
| 内容 | 縮尺 |
| 1 | 土地の登記事項証明書 | ・工事区域に係るもの | ― | 写し可 |
| 2 | 公図 | ・工事区域に係るもの | ― | 写し可 |
| 3 | 現況写真 | 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにするもの | ― | ― |
| 4 | 工事主の情報を証する書類 | 【工事主が個人の場合】・住民票若しくは個人番号カードの写し等 | ― | 写し可 |
| 【工事主が法人の場合】・法人登記事項証明書 | ― | 写し可 |
| 5 | 工事施行者の情報を証する書類 | 【工事施行者が個人の場合】・住民票若しくは個人番号カードの写し等 | ― | 写し可 |
| 【工事施行者が法人の場合】・法人登記事項証明書 | ― | 写し可 |
| 6 | 位置図 | ・縮尺・方位・道路及び目標となる地物 | 1/10,000以上 | 工事区域を着色し明示すること |
| 7 | 地形図 | ・縮尺・方位・土地の境界線 | 1/2,500以上 | 等高線は、2ｍの標高差を示すものとすること。 |
| 8 | 土地利用計画図 | ・縮尺・方位・各種境界線名称・造成後の地盤高さ | 1/2,500以上 | 造成後の土地利用を示した配置図とし、構造物を設ける場合は図上に記すこと。 |
| 9 | 土地の平面図 | ・縮尺・方位・各種境界線名称・宅地造成等を行う土地の部分・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地すべり抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他土留めの位置・土地の勾配 | 1/2,500以上 | 宅地造成等を行う土地の部分については、着色すること。植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申出書と照合できるように番号を付すること。断面図と照合できるように記号を付すること。 |
| 10 | 土地の断面図 | ・縮尺・各種境界線名称・宅地造成等を行う前後の地盤面高さ・周辺地盤面との高低差・法面勾配 | 1/2,500以上 | 高低差の著しいか所について作成すること。 |
| 11 | 排水施設の平面図 | ・縮尺・方位・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称 | 1/500以上 | 構造図と照合できるように記号を付すること。 |
| 12 | 排水施設の構造図 | ・縮尺・開渠、暗渠、床止工、護岸工、人孔工、桝工、吐口等の構造断面・材料及び品質・形状及び寸法 | 1/50以上 | ― |
| 13 | 崖の断面図 | ・縮尺・崖の現況地盤高及び計画地盤高・切土、盛土の色分け及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）・崖の高さ及び勾配・崖面の保護の方法（構造物の位置、形状及び名称） | 1/50以上 | 擁壁でおおわれている崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 |
| 14 | 擁壁の断面図（構造図） | ・縮尺・擁壁の種類及び名称・擁壁の寸法及び勾配・擁壁の材料の種類及び寸法・裏込めコンクリートの品質及び寸法・透水層の位置、材料及び寸法・止水コンクリートの品質及び寸法・水抜き穴の位置、材料及び内径寸法・基礎地盤の土質・基礎構造の種類及び寸法・基礎杭の位置、材料及び寸法・擁壁を設置する前後の地盤高・擁壁の高さ及び根入れ寸法・目地の位置、材料及び寸法 | 1/50以上 | ― |
| 15 | 擁壁の背面図 | ・縮尺・擁壁の高さ及び延長・透水層、止水コンクリート及び水抜き穴の材料および位置 | 1/50以上 | ― |
| 16 | 崖面崩壊防止施設の断面図 | ・縮尺・崖面崩落防止施設の種類名称、寸法及び勾配・崖面崩落防止施設を構成する主材料の種別（品質、形状及び寸法）・基礎地盤の土質・崖面崩落防止施設を設置する前後の地盤高・崖面崩落防止施設の高さ及び根入れ寸法 | 1/50以上 | ― |
| 17 | 崖面崩壊防止施設の背面図 | ・縮尺・擁壁の高さ及び延長・透水層、止水コンクリート及び水抜き穴の材料及び位置 | 1/50以上 | ― |
| 18 | 防災計画図 | ・縮尺・方位・各種境界線名称・地表水及び排水の流れの方向・堰堤、遊水池、沈砂池、床固工、板柵工、のり面保護工、ふとんかご工、透水排水溝工等の防災施設の位置、種類、形状及び規模・防災施設の施行に必要な準備施設計画・工事中の雨水排水経路、同施設及び土工移動計画と運土計画 | 1/500以上 | 現況流域界、集水系統別に着色すること。必要に応じて、防災措置説明書を添付すること。 |
| 19 | 排水流域図 | ・縮尺・方位・工事区域の境界及び施行区域の境界・流域界、集水区域回及び集水系統・集水系統別、流出係数別の面積及び流出係数・流量計算との照合符号・地表水及び排水の流れの方向 | 1/2,500以上 | 流域及び集水区域別に着色すること。求積図を添付すること。流域を変更する場合は、現況と計画を区別して表示すること。 |
| 20 | 構造計算書 | それぞれの構造施設に対し、土木学会、日本建築学会及び日本道路協会等の定める基準に基づいて算定したものであること。なお、計算過程、引用対象を詳記すること。 | ― | コンクリート造擁壁を設置する場合に限る。 |
| 安定計算書 | 山間部にける高さ15ｍを超える盛土を設ける場合又は擁壁で覆わない場合に限る。 |
| 21 | 委任状 | 任意の様式による。 | ― | 工事主に代わり代理人が許可申請を行う場合に添付を要する。 |
| 22 | 権利者関係一覧表 | 様式第9号。 | ― | ― |
| 23 | 宅地造成又は特定盛土等事前協議添付図書チェックシート | 様式第10号。該当する項目にチェックを入れること。 | ― | ― |
| 24 | その他市長が必要と認める書類 | ― | ― | ― |

別表4（第7条、第11条関連）

土石の堆積に関する工事の事前協議申出書に必要な図書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 図書の名称 | 明示すべき事項 | 備考 |
| 内容 | 縮尺 |
| 1 | 土地の登記事項証明書 | ・工事区域に係るもの | ― | 写し可 |
| 2 | 公図 | ・工事区域に係るもの | ― | 写し可 |
| 3 | 現況写真 | ・土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにするもの | ― | ― |
| 4 | 工事主の情報を証する書類 | 【工事主が個人の場合】・住民票若しくは個人番号カードの写し等 | ― | 写し可 |
| 【工事主が法人の場合】・法人登記事項証明書 | ― | 写し可 |
| 5 | 工事施行者の情報を証する書類 | 【工事施行者が個人の場合】・住民票若しくは個人番号カードの写し等 | ― | 写し可 |
| 【工事施行者が法人の場合】・法人登記事項証明書 | ― | 写し可 |
| 6 | 位置図 | ・縮尺・方位・道路及び目標となる地物 | 1/10,000以上 | 工事区域を着色し明示すること |
| 7 | 地形図 | ・縮尺・方位・土地の境界線 | 1/2,500以上 | 等高線は、2ｍの標高差を示すものとすること。 |
| 8 | 土地利用計画図 | ・縮尺・方位・各種境界線名称・土石の堆積を行う最高高さ | 1/2,500以上 | 土地利用を示した配置図とし、構造物を設ける場合は図上に記すこと。 |
| 9 | 土地の平面図 | ・縮尺・方位・各種境界線名称・土石の堆積を行う土地の部分・勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容・空地の位置・柵その他これに類するものを設置する位置及び当該措置の内容・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容・堆積した土石の崩落に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容・土地の勾配 | 1/2,500以上 | 土石の堆積を行う土地の部分については、着色すること。断面図と照合できるように記号を付すること。 |
| 10 | 土地の断面図 | ・縮尺・各種境界線名称・土石の堆積を行う最高高さ・周辺地盤面との高低差・法面勾配 | 1/2,500以上 | 高低差の著しいか所について作成すること。 |
| 11 | 委任状 | 任意の様式による。 | ― | 工事主に代わり代理人が許可申請を行う場合に添付を要する。 |
| 12 | 権利者関係一覧表 | 様式第9号。 | ― | ― |
| 13 | 堆積した土石の崩壊を防止する措置の内容が適切であることを証する書類 | 任意の様式による。 | ― | ― |
| 14 | 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の内容が適切であることを証する書類 | 任意の様式による。 | ― | ― |
| 15 | 土石の堆積事前協議添付図書チェックシート | 様式第11号。該当する項目にチェックを入れること。 | ― | ― |
| 16 | その他市長が必要と認める書類 | ― | ― | ― |

別表5（第9条関連）

許可申請書に必要な書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 書類の名称 | 添付を要する書類 | 備考 |
| 1 | 土地の登記事項証明書 | ・工事区域に係るもの | 各種登記事項証明書、公図、住民票については、発行3か月以内の原本の提出を要す。 |
| 2 | 公図 | ・工事区域に係るもの |
| 3 | 工事主の情報を証する書類 | 【工事主が個人の場合】・住民票若しくは個人番号カードの写し等 |
| 【工事主が法人の場合】・法人登記事項証明書・役員の住民票若しくは個人番号カードの写し等 |
| 4 | 工事施行者の情報を証する書類 | 【工事施行者が個人の場合】・住民票若しくは個人番号カードの写し等 |
| 【工事施行者が法人の場合】・法人登記事項証明書 |
| 5 | 工事主の資力及び信用を確かめる書類 | 【工事主が個人の場合】・納税証明書・残高証明書又は融資証明書 | ・法12条第2項第2号若しくは第30条第2項第2号 |
| 【工事主が法人の場合】・納税証明書・残高証明書又は融資証明書・工事主の資力及び信用に関する申告書 | ・法12条第2項第2号若しくは第30条第2項第2号・細則に定める申告書を提出すること |
|
| 6 | 工事施行者の能力を証する書類 | ・建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書・工事施行者の能力に関する申告書 | ・法第12条第2項第3号若しくは第30条第2項第3号・細則に定める申告書を提出すること |
| 7 | 設計者の資格を証する書類 | 【政令21条各号に掲げる措置を行う場合に限る】・設計者の資格に関する申告書 | ・省令第7条第1項第5号・細則に定める申告書を提出すること |
| 8 | 資金計画書 | ・資金計画書（省令様式第三） | ・省令第7条第1項第9号 |
| 9 | 土地に権利を有する者の同意書 | ・権利者の同意書 | ・省令第7条第1項第10号・細則に定める申告書を提出すること |
| 10 | 住民周知を証する書類 | ・周知実施証明書 | ・省令第7条第1項第11号・細則に定める申告書を提出すること |
| 11 | 許可申請添付図書チェックシート | 様式第12号。 | ― |
| 12 | その他市長が必要と認める書類 | ― | ― |